

社会福祉法人三木市社会福祉協議会
感染症の予防及びまん延防止のための指針

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下、「法人」という。）が運営する介護保険サービス事業所において、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

(感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方)

第2条 利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 特に注意すべき感染症として、以下について予め対応策を検討しておく。

(1)利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症（集団感染を起こす可能性がある感染症）。例えば、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2)感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症。例えば、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

(3)血液、体液を介して感染する感染症。例えば、肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3 感染症が発生した場合、利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように利用者等の保護及び安全確保等を最優先とし、迅速に以下の措置を講じる。

(1)発生状況の把握

(2)感染拡大の防止

(3)医療措置

(4)市町村への報告

(5)保健所及び医療機関との連携

(感染症の予防及びまん延防止のための体制)

第3条 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。また、委員会の運営責任者は所管課長とする。

2 委員会の委員は、所管課長、衛生管理者、各介護保険サービスの代表者、その他所管課長が必要と認める者とし、所管課長を委員長とする。

3 委員会は定期的（年2回以上）かつ必要に応じて委員長が招集し、開催する。

4 委員会には、委員とは別に感染対策担当者（以下、「担当者」という。）を1名置く。担当者は所管課の職員が担当し、委員会の庶務を行うとともに、次項に掲げる審議事項案等を作成し、委員会に提案し、記録する。

5 委員会は、以下の事項について審議する。

(1)感染症予防の対策及び発生時の対策の立案

- (2) 指針・マニュアル等の整備
 - (3) 感染対策に関する職員への研修・訓練の企画及び実施
 - (4) 利用者・職員の健康状態の把握
 - (5) 感染症等発生時の対応と報告
 - (6) 感染対策実施状況の把握と評価
- 6 委員会は、職員に対し、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、衛生管理や衛生的なケアの励行を目的とした研修及び訓練を以下のとおり実施する。
- (1) 新規採用者を対象に、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
 - (2) 全職員を対象に、感染対策に関する研修を年1回以上行う。
 - (3) 全職員を対象に、感染症発生時の対応に関する訓練を年1回以上行う。
 - (4) 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。
- 7 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。
- 8 「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも閲覧できるようにする。また法人ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(平常時の対応)

- 第4条 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日ごろから整理整頓を心掛け換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- 2 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。
- 3 職員は、利用者の異常の兆候を早期に発見するために、利用者の体の動きや声の調子、大きさ、食欲などについて日ごろから注意して観察し、異常を発見したら、家族、かかりつけ医に知らせる。

(感染症や食中毒発生時の対応)

- 第5条 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って対応する。
- (1) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める。
 - (2) 受診の結果、感染症等と診断された場合は、接触のあった利用者やサービス提供を行った職員の健康状態を把握する。
 - (3) 事業所内に当該感染症と似た症状の利用者、職員が複数いる場合は、必要に応じて産業医や保健所等へ相談する。
 - (4) 事業所内に当該感染症と似た症状の利用者、職員が複数いる場合や5類感染症を除く感染症が発生した場合は、速やかに所管課長に報告し、緊密に連携を図る。
- 2 職員は感染症等が発生したとき、感染の拡大を防止するため速やかに以下の手順

に従って行動する。

- (1)発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることがないよう特に注意を払って対応する。
- (2)感染者の居宅を訪問する際には、訪問直前に予防着、マスク、手袋等を装着する。また訪問後は速やかに着用した予防着等をビニール袋に入れ、アルコール消毒液で手指消毒を行う。
- (3)発生から終息するまでの期間は、感染の拡大を防止する観点から平常時の消毒の他、利用者や職員が触れる可能性のある箇所の消毒を行う。

附 則（令和6年4月1日 会長達第415号）

（施行期日）

1 この指針は、令和6年4月1日から施行する。